

- 指定（許可）申請書類は、申請を行う「事業所（施設）」ごとに作成してください。
- ただし、同一サービス種別の「居宅サービス」と「介護予防サービス」（例えば、訪問入浴と介護予防訪問入浴）を一体的に運営するため、双方のサービスの指定申請を同時に行う場合は、両方併せて指定申請書類を作成できます。

サービスの種類 指定申請書類		参考ページ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
			訪問介護	(介護予防)訪問入浴	(介護予防)訪問看護	(介護予防)訪問リハ	(介護予防)居宅療養	通所介護	(介護予防)通所リハ	(介護予防)短期生活	(介護予防)短期療養	(介護予防)特定施設	(介護予防)福祉貸与	(介護予防)福祉販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
17	協力医療機関との契約の内容	P16	/	○	/	/	/	/	/	○	/	○	/	/	○	○	○
18	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地	P16	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	/	/	/	/	/
19	福祉用具の保管・消毒方法 (委託の場合は委託契約書の写し)	P16	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	/	/	/	/
20	誓約書	P16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	訪問入浴車の車検証の写し及び写真	P16	/	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
22	送迎車の車検証の写し	P16	/	/	/	/	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/
23	事業所（施設）の検査済証、確認済証又は工事完了届の写し	P17	/	/	/	/	/	○	/	○	/	○	/	/	○	○	○
24	消防用設備検査済証等の写し	P17	/	/	/	/	/	○	/	○	/	○	/	/	○	○	○
25	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	P17	○	○	○	○	○	○	注5	○	注5	○	○	/	○	○	○
26	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	P17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 注1：事業所が病院又は診療所である場合に限り提出する。
⑦及び⑨について、介護老人保健施設又は介護医療院において行う場合は介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写しを添付する。
- 注2：事業所が病院、診療所又は薬局である場合に限り提出する。
- 注3：事業所が病院又は診療所である場合を除く。
- 注4：通所・入所系サービスで介護・相談業務に5年以上従事した経験のある介護福祉士を生活相談員とする場合のみ。
- 注5：医療みなし指定の場合でも、事前に提出が必要になるもの。
- 注6：指定申請と併せて「介護医療院管理者承認申請書」の提出が必要です。
- 注7：障害福祉サービス等の指定を既にうけており、訪問介護、通所介護、（介護予防）短期入所生活介護の共生型サービスの指定を受けようとする場合に必要。
- 注8：申請書の提出と併せて許可手数料63,000円を福島県収入証紙で納付してください。
- 注9：介護老人保健施設については、このほかに「土地、建物登記簿謄本」「重要事項説明書、利用者との契約書」「各種指針（事故発生防止、緊急時の連絡体制等）」「掲示物（運営規程の概要等）」「食品衛生法に基づく営業許可の写し又は健康増進法に基づく給食施設設置届出書の写し」が必要です。